

## 令和5年小野町議会3月第1回会議

### 議事日程（第1号）

令和5年3月22日（水曜日）午後1時45分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第25号 小野町の個人情報の保護に関する法律施行条例について  
〔上程、説明、質疑以下日程第5まで同じ〕
- 日程第 5 議案第26号 小野町情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 日程第 6 議員提出議案第4号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例について  
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 7 議案の委員会付託  
（休 議）  
（各部常任委員会）  
（再 開）
- 日程第 8 委員長の審査結果報告（常任委員会委員長）
- 日程第 9 委員長の報告に対する質疑
- 日程第10 議案第25号 小野町の個人情報の保護に関する法律施行条例について  
〔討論、採決、以下日程第11まで同じ〕
- 日程第11 議案第26号 小野町情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 日程第12 議員提出議案第4号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例について  
〔討論、採決〕

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（11名）

1番	會	田	百合子	君	2番	中	野	孝一	君
3番	緑	川	久子	君	4番	先	崎	勝馬	君
6番	会	田	明生	君	7番	吉	田	康市	君
8番	宗	像	芳男	君	9番	水	野	正廣	君
10番	久	野	峻	君	11番	竹	川	里志	君
12番	田	村	弘文	君					

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 村 上 昭 正 君 副 町 長 菅 野 望 君  
教 育 長 有 賀 仁 一 君 総 務 課 長 吉 田 吉 広 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 郡 司 功 次 長 郡 司 治 子  
書 記 渡 邊 裕 之 書 記 新 田 晟 也

開議 午後 1時45分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和5年小野町議会3月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により開議時刻を繰り上げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

---

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

1番 會 田 百合子 議員

2番 中 野 孝 一 議員

を指名します。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、令和5年小野町議会3月第1回会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

8番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 本日午後1時15分より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和5年小野町議会3月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第25号から議案第26号及び議員提出議案第4号については簡易採決にすることといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、3月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第25号から議案第26号及び議員提出議案第4号については簡易採決により行うことといたします。

令和5年小野町議会3月第1回会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第25号及び議案第26号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第25号 小野町の個人情報の保護に関する法律施行条例についてから日程第5、議案第26号 小野町情報公開・個人情報保護審査会条例についてまでの2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

#### ◎議案第25号及び議案第26号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和5年小野町議会3月第1回会議が開催されるに当たり、議員の皆様には時節柄何か

とご多用の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

本会議にご提案申し上げます案件は、条例制定案件の2議案となっております。

それでは、議案第25号から議案第26号の条例の新規制定2案件についてご説明申し上げます。

議案第25号 小野町の個人情報の保護に関する法律施行条例についてであります。本議案は、令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、従来、国、独立行政法人、民間事業者及び地方公共団体について、それぞれ分かれていた規律が改正法に統合され全国的な共通ルールとなったため、本町でも改正法が直接適用されることから、現行の小野町個人情報条例を廃止し、改正法の施行に関して必要な事項として改正法で委任された事項を規定した新たな条例を制定するものであります。

あわせて、小野町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例についても、今回、廃止となる現行条例を引用していることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号 小野町情報公開・個人情報保護審査会条例についてであります。本議案は前号議案同様、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、小野町個人情報保護条例を廃止することにより、小野町情報公開・個人情報保護審査会に関する規定も廃止となることから、新たに条例を制定するものであります。

あわせて、小野町情報公開条例においても審査会についての規定があることから、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第25号から議案第26号の条例の新規制定2案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第25号及び議案第26号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第25号 小野町の個人情報の保護に関する法律施行条例についてから議案第26号 小野町情報公開・個人情報保護審査会条例についてまでの2議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第26号までの2議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第4号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 日程第6、議員提出議案第4号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例についてを

議題といたします。

本案は議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第4号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例について、8番、宗像芳男議員の説明を求めます。

8番、宗像芳男議員。

〔8番 宗像芳男君登壇〕

○8番（宗像芳男君） 議員提出議案第4号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例について。

小野町議会の個人情報の保護に関する条例を下記のとおり提出する。

令和5年3月22日提出。

提出者、宗像芳男。

賛成者、竹川里志、同じく久野峻、同じく水野正廣、同じく吉田康市、同じく会田明生、同じく先崎勝馬、同じく緑川久子、同じく中野孝一、同じく會田百合子の各議員であります。

提案理由、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、町議会の保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議員提出議案第4号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第4号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第7、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休議といたします。

直ちに各部常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時39分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第8、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和5年小野町議会3月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第25号 小野町の個人情報の保護に関する法律施行条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、当町でも改正法が直接適用されることから、現行の小野町個人情報条例を廃止し、新たな条例を制定するものであります。

委員からは、個人情報保護委員会の組織体制についてや、個人情報の取扱いについて質問がありました。

次に、議案第26号 小野町情報公開・個人情報保護審査会条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案についても、前号議案同様、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、罰則規定について質問がありました。

以上が、令和5年小野町議会3月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

---

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第9、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

---

◎議案第25号及び議案第26号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第25号 小野町の個人情報の保護に関する法律施行条例についてから日程第11、議案第26号 小野町情報公開・個人情報保護審査会条例についてまでの2議案について、一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第25号から議案第26号までの2議案を一括して討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第26号についての討論を終わります。

---

◎議案第25号及び議案第26号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第25号 小野町の個人情報の保護に関する法律施行条例についてから議案第26号 小野町情報公開・個人情報保護審査会条例についてまでの2議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第26号については、原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第4号の討論



○議長（田村弘文君） 日程第12、議員提出議案第4号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議員提出議案第4号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号についての討論を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第4号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第4号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時46分